

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（191）」
2. 日時：平成29年6月23日 13時30分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階 耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、竹内（洋）技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他18名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「緊急時対策所から原子炉建屋への徒歩によるアクセスルート」に関して、全ての建屋の入口を示すとともに想定事象の発生時に、確実に建屋に侵入ができることを説明すること。
- 内部溢水発生時に原子炉建屋地下2階に水が滞留した場合の屋内アクセスルートの確保について説明すること。
- 平日の勤務時間帯の要員参集ルートを示すこと。
- アクセスルートの路盤補強について、説明の充実化を図ること。
- 災害対策要員の作業時における装備に関して、放射線防護具の選定方法フローについて説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について